

大阪市告示第1799号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見スポーツセンター 第1体育場 多目的室	令和7年1月5日（日）から 同年3月31日（月）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）